

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
上尾市	平方堤外地区	令和4年3月12日	令和4年3月12日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	25.27ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.9ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.19ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.33ha
④地区内において今後中心経営体が新たに引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.5ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

平方堤外地域は25ヘクタール以上の農地を約20名の方々が耕作している。耕作地が分散され、耕作者の方々の高齢化もあり、今後地域の農地を耕作し続けるのは厳しい状況にあったが、平成29年度から農地中間管理事業に取組みはじめ、平成30年3月1日より担い手を中心とした農地の貸し借りが始まっている。今後は中心的な担い手への農地の集約化と農業後継者の確保が課題となる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

平方堤外地区の水田利用は、中心経営体である農地所有適格法人や他市認定農業者1経営体が大きく担っているが、後継者がいない農地については地域で分担しながら農用地の利用集積・集約を促進することで対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	法人A	米	9.9 ha	米・麦	11.4ha	
計	1人		9.9 ha		11.4ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1)農地中間管理機構の活用方針

中間管理権を設定して農地の利用集積を図ったが、さらなる農業の生産効率の向上を図るため、分散化している農地の集約化に取り組む。

(2)付加価値の高い農産物生産の方針

- ・土壌診断に基づく施肥設計を見直し、省力化肥料を導入する。
- ・特別栽培米など付加価値の高い米の生産に取り組む。栽培講習会を開催して、耕作者の技術向上を図る。
- ・畑作もしくは水田裏作等の導入を検討していく。

(3)規模縮小やリタイア後の農地について、

規模縮小やリタイアを検討する農地については、耕地を引き継ぐ者が効率的に連坦と耕作ができるよう隣合う耕作者同士で調整を図る。

(4)後継者の育成

田植え・稲刈り教室を通して、地域農業の啓発活動を行う。
平方環境保全会の活動を理解していただき、参加者や会員を増やしていく。

(5)その他

土地改良区・農協・市で協力体制をつくる。

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。